



令和 5 年度既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 9 日

札幌市長 秋元 克広



1 業務名

令和 5 年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業

2 業務の目的

本業務は、脱炭素社会の実現に向けた対応が求められる中で、札幌市内の住宅の 6 割以上を占めている既存集合住宅の省エネルギー化を図り、二酸化炭素の排出量を削減するために、既存集合住宅の所有者等が外断熱改修に取り組むよう誘導するため、その入り口となる省エネ診断等への支援を行うこととする。

3 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「令和 5 年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業 業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

(3) 委託料

ア 1 件あたりの委託料は、1,496,000 円を上限とし、単価契約とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

最大で年間 3 棟の委託を予定している。

イ 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

ウ 受託候補者数

1 者

4 参加資格

参加者は、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ次に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、下記(1)から(6)に掲げる全ての要件を満たしている場合は、「8 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書類」に定める必要書類の提出を行うことで、参加することができる。なお、これらの書類は参加意向申出書（様式第 1 号）と同時に提出するものとする。

また、複数者が協力して参加することも可とし、いずれの者も下記の(1)から(6)を満たすこと。その場

合、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか1者）とし、他の構成員は協力者となる。協力者については、本公募型企画競争の企画提案書に定めた法人とし、契約後の変更は原則認めない。

- (1) 法人格を有する企業、団体等であり、契約を締結する能力を有すること。
- (2) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の決定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は札幌市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

5 公募型企画競争提案説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和5年8月30日（水）までの閉庁日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日）を除く日の午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

札幌市都市局市街地整備部住宅課住宅企画係（以下「住宅課」という。）

※ 提案説明書は、札幌市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ(<https://www.city.sapporo.jp>) → 「観光・産業・ビジネス」→ 「入札・契約」→ 「入札契約案件情報」→ 「公募中案件一覧」

6 業務委託仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

業務委託仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和5年8月21日（月）までの閉庁日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日）を除く日の午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出先

住宅課

ウ 受付方法

業務委託仕様書等に関する質問書（様式第2号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が提出先に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、札幌市ホームページに適時掲載することとし、8月25日（金）までに全ての質問に対する回答を掲載する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問に対しては、回答しない。

7 公募型企画競争への参加申込時の書類の提出について

公募型企画競争への参加申込にあたっては、下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出すること。なお、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、「8 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書類」に記載の必要書類を併せて提出すること。

(1) 提出期間

公示日から令和5年8月30日（水）までの閉庁日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日）を除く日の午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 提出先

住宅課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 公募型企画競争参加意向申出書（様式第1号）	1部
イ 企画提案書（様式第4号）	8部（正本1部十副本7部）
ウ 法人の概要及び事業内容等説明書（様式第5号）	8部（正本1部十副本7部）
エ 業務従事者等一覧（A4縦、片面印刷）（様式第6号） 下記を記載すること。 ・実務に携わる者を記載すること。 ・他の法人と協力して参加する場合は、協力法人の実務に携わる者を記載すること。 ※他の法人の協力が予定されている場合、代表となる法人名及び氏名の後に（○）を記載すること。	8部（正本1部十副本7部）
オ 同種・類似業務等実績一覧（A4縦、片面印刷）（様式第7号） ・業務従事者（協力者を含む）の実績を記入して下さい。 ・集合住宅等の複数の者が入居する建築物について、過去5年以内に外断熱改修工事に関する業務（所有者等への助言及び改修の方向性の検討・提案等を含んだもの）に関する実績を1業務以上記載して下さい。 ・2業務以上ある場合は、最大5業務まで記載して下さい。	8部（正本1部十副本7部）

※ 法人の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

(5) 企画提案にあたっての留意点

- ア 本書のほか、別紙業務委託仕様書等を熟読の上、企画提案を行うこと。その際、過去の札幌市のCO2排出量の削減に関する取組についてもホームページ等を参照し、よく理解しておくこと。
- イ A4縦、片面印刷とすること。
- ウ 企画提案書以外の添付資料等の提出は認めない。
- エ 企画提案書は、図、表及び写真を含めることを可とし、最大6頁にまとめること。

- オ 文字の大きさは、10pt以上とし、可読性に配慮すること。
- カ 本企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- キ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えや追加提出は認めない。
- ク 提出書類は返却しない。
- ケ 企画提案は、1者につき1件とする。
- コ 提出された提案書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、札幌市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

- ア 本提案説明書に示した公募型企画競争への参加資格のない者が提出した企画提案
- イ 公募型企画競争への参加申込者が、令和5年8月30日(水)午後5時15分以後、契約候補者の選定までの間に前記4(3)の営業停止処分又は札幌市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受け、又はその他公募型企画競争参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本提案説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本公司型企画競争に関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

8 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書類

以下の書類を提出すること。

提出書類	提出部数
ア 申出書(様式第3号)	1部
イ 4の参加資格(2)に該当していることが確認できる書類 (ア) 納税証明書(市区町村税) 本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加意向申出書(様式第1号)の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの (イ) 納税証明書(消費税及び地方消費税)(写し可) 未納の税額がない旨の証明書(その3の3) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの	各1部
ウ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部
エ 財務諸表(直前2期分) 賃借対象表、損益計算表	1部

9 審査及び契約候補者の選定について

既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業に係る公募型企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の審査において、別添「評価基準」により審査し、優れた企画提案者1者を契約候補者として選定する。

(1) 開催日時

令和5年9月4日（月）～8日（金）のいずれかの日（予定）

(2) 方法

書類審査とする。また、実施委員会において、ヒアリング審査を行う必要があると認められた場合は、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査、契約候補者の選定及び契約

ア 実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点は6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

また、企画提案者が1者であった場合、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

イ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

エ 契約は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に委託者との交渉を通じて決定する。

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

12 留意事項

以下のいずれかに該当した場合は失格とし、提出された企画提案に関する評価を行わない又は契約候補者としての選定を取り消す。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかったとき

- イ 企画提案者が審査の公平性を害する行為を行ったとき
- ウ 企画提案者が不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有するこ
となつたとき
- エ 参加資格を満たしていないことが判明し又は満たさないこととなつたとき
- オ 企画提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

1.3 公正な公募の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に
抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と提案意思及び提案内容についていかなる
相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、契約候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書を意図的に開示しては
ならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案の公募を公正に執行するこ
とができるないと認められるときは、当該企画提案者の参加を認めず、又は公募の執行を延期し、若し
くは取りやめがある。

1.4 契約の優先交渉権者の決定

契約候補者に選定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。
ただし、指名停止等やむを得ない事情により契約候補者と契約を締結できないときは、次点の評価
を得た者を優先交渉権者とする。

1.5 その他

- (1) 本公募型企画競争手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 実施委員会の委員に対する不当な働きかけは、一切禁止する。
- (4) 別紙「令和 5 年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業 業務委託仕様書」は、本業
務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全ての契約書にその内容を記
載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていること確認する。

1.6 スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・令和 5 年 8 月 9 日（水）
- (2) 質問受付 ・・・・・・・・・・・・令和 5 年 8 月 9 日（水）～令和 5 年 8 月 21 日（月）
- (3) 企画提案書等の提出期限 ・・・・・・・・令和 5 年 8 月 30 日（水）
- (4) 書類審査 ・・・・・・・・・・・・令和 5 年 9 月 4 日（月）～9 月 8 日（金）のいずれかの日
- (5) 結果通知 ・・・・・・・・・・・・令和 5 年 9 月中旬
- (6) 契約締結 ・・・・・・・・・・・・令和 5 年 9 月中旬

17 提出先及び問い合わせ先

- (1) 名称 札幌市都市局市街地整備部住宅課住宅企画係
- (2) 所在地 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎7階）
- (3) 連絡先 電話 011-211-2807 FAX 011-218-5144
電子メール jutakukikaku@city.sapporo.jp